

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて
株式会社愛媛銀行弓削支店とする。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	指定金融機関
調整方針	株式会社愛媛銀行弓削支店とする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
指定金融機関	・ 株式会社愛媛銀行弓削支店 (S57.3.10)	・ 株式会社愛媛銀行弓削支店 (S58.4.1)	・ 越智今治農業協同組合岩城支所 (S54.3.10)	—	指定金融機関については、株式会社愛媛銀行弓削支店とする。
指定代理金融機関	・ 越智今治農業協同組合弓削支所 (S57.3.10)	—	・ 株式会社伊予銀行 (S54.3.10) ・ 株式会社愛媛銀行 (S54.3.10)	—	指定代理金融機関については、株式会社伊予銀行及び越智今治農業協同組合の指定について、指定金融機関に意見を聴き調整する。
収納代理金融機関	・ 弓削町漁業協同組合 (S57.3.10) ・ 株式会社広島銀行因島支店 (S57.3.10)	・ 株式会社広島銀行 (S58.4.1) ・ 中国労働金庫因島支店 (S58.4.1) ・ 岩城生名漁業協同組合 (S63.12.6) ・ 株式会社伊予銀行 (H10.4.1)	・ 岩城生名漁業協同組合 (S54.3.10) ・ 株式会社広島銀行[広島県内の店舗] (S54.3.10) ・ 中国労働金庫因島支店 (S58.3.26)	—	収納代理金融機関については、株式会社広島銀行、中国労働金庫、弓削町漁業協同組合、岩城生名漁業協同組合及び魚島村漁業協同組合の指定について、指定金融機関に意見を聴き調整する。
	()は、当該金融機関に係る指定年月日	()は、当該金融機関に係る指定年月日	()は、当該金融機関に係る指定年月日		

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	指定金融機関
調整方針	資 料		

指定金融機関の取扱いに関する法令	先進事例
【地方自治法】 （金融機関の指定） 第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。 【地方自治法施行令】 （指定金融機関等） 第百六十八条 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第三項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 6 前二項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。 7 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、第五項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。	宇摩合併協議会 < 四国中央市；H16.4.1合併予定 > 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 株式会社 伊予銀行とする。 南宇和合併協議会 < 愛南町；H16.10.1合併予定 > 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 （出納業務） 出納業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。 指定金融機関等については、5 町村の長が別に協議して合併時までに調整する。